

第 11 号

規則第 21 条第 1 項第 11 号 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（第 12 号の措置を除く。）に関する
こと。 【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号では、地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、第 12 号、第 13 号及び第 16 号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

11-1) 地震又は火災等が起こったときの初動の対応として下記の①及び②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。

① 災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制（休日、夜間を含む。）

② 施設又は設備等の点検及び火災又は事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実施する責任者
なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。

・点検及び対応の結果を事業所等の責任者へ連絡すること。

・放射線施設の点検（規則第 21 条第 1 項第 3 号と同様でもよい）の項目一覧

・地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準

【例】

・所在市町村（特別区を含む。）で震度 5 弱以上の地震があった場合

・放射線施設で火災が発生した場合

・津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

解説)

本号では、火災又は地震など自然災害などの外的要因により、事故が発生もしくはそのおそれがある場合の事業所の連絡通報体制の整備と、被害により法第 33 条第 1 項に該当する措置を講じるかどうかを判断するため施設点検など事業所で対応すべき初動措置（応急措置を除く）の手順を規定します。

連絡通報体制については、夜間休日を含めて各関係（責任）者へ迅速かつ確実に伝えられる手段やその流れ（誰が誰（どこ）にいつまでに何を、など）を、条文ではなくフローチャートなど図解で分かりやすいものを作成しておきます。主任者や管理担当者は専門家として現場対応に追われる可能性があるためシミュレーションなどにより現実的なものを用意すべきです。事業所ごとに組織や管理体制は異なると思われるのでそれぞれに合ったものにしておきましょう。

災害後の初動措置としては事後の施設点検などが挙げられます。点検の内容は第 3 号で規定した定期点検の項目と同様でも構いませんのでその旨を記載します。点検の結果により法第 33 条第 1 項に該当する場合は第 12 号の条文にしたがう指示を規定します。

また、連絡通報や初動措置を実施する基準も明記しておきます。例えば、火災であれば放射線施設において発生もしくは施設への延焼おそれがある場合や事業所付近の地域で大規模自然災害が発生した場合などが挙げられます。規制庁から事務連絡（平成 30 年 3 月原子力規制庁事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル

等の緊急時における連絡について」(原規放発第 1803076 号))が発出されていますのでその内容を参考に具体的な基準を事業所ごとに規定してください。

なお、事業所によっては災害対策マニュアル等で別途これら手順等が整理されている場合があります。その場合は重ねて作成する必要はありませんが、放射線施設に係る連絡や初動対応等を規定し事業所の手順等との関係を明確にした上で、他と同様に条文内に委託先を明記しておきます。

関連条文例

11) 災害時の措置に関すること

(災害時の措置)

- 第〇〇条 管理室長は、事業所の地域において大規模自然災害（最寄りの震度観測点（□市△町）で震度 5 強以上の地震、所在する市町村で風水害による家屋全壊（住宅流出又は 1 階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））が起こった場合には、第〇〇条に規定する定期点検の項目について施設点検を行い、その結果を記録するとともに別紙に定める災害時の連絡体制に従って事業所長に報告しなくてはならない。
- 2 管理室長は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外の火災で管理区域内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、別紙に定める災害時の連絡体制に従って事業所長及び主任者へ報告しなければならない。
- 3 前項の連絡を受けた主任者は、直ちに原子力規制委員会へ電話連絡及び FAX により状況を報告しなくてはならない。
- 4 管理室長は、前項で放射線施設に火災が及んだ場合には、鎮火後第〇〇条に規定する定期点検の項目について施設点検を行いその結果を記録するとともに別紙に定める災害時の連絡体制に従って事業所長に報告しなくてはならない。
- 5 事業所長は、第 1 項又は第 4 項の点検の結果により法第 33 条第 1 項の措置が必要であると判断した場合は、第〇〇条により直ちに原子力規制委員会に事故等の報告を行うとともに第〇〇条に規定する応急の措置を講じなくてはならない。